(2)　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置くこととした。（第一四条第二項関係）

(3)　事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理することとした。（第一四条第三項関係）

(九)　政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定めることとした。（第一五条関係）

施行期日等

(一)　検討

本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第二項関係）

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（法律第八〇号）（厚生労働省）

総則

1

(一)　目的

この法律は、中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「中小事業主」とは、次のイからハまでのものをいうこととした。（第二条第一項関係）

イ　常時使用する労働者の数が三〇〇人以下である事業主

ロ　資本金の額又は出資の総額が三億円以下である事業主

ハ　労働者を使用しないで事業を行うことを常態とするもの

(2)　この法律において「中小事業主が行う事業に従事する者等」とは、(1)のイ又はロの者に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者及び中小事業主をいうこととした。（第二条第二項関係）

(3)　この法律において「労働災害」とは、労働者災害補償保険法に規定する業務災害及び通勤災害をいうこととした。（第二条第三項関係）

(4)　この法律において「労働災害相当災害」とは、商業、工業、サービス業その他の事業の事業主及び当該事業に従事する者（労働者である者を除く。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）のうち、労働災害に相当する災害をいうこととした。（第二条第四項関係）

(5)　この法律において「労働災害等」とは、労働災害及び労働災害相当災害をいうこととした。（第二条第五項関係）

(6)　この法律において「労働災害等防止事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業をいうこととした。（第二条第六項関係）

(7)　この法律において「共済事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に関し、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業であって、当該事業に係る共済契約が次のイからハまでに適合するものをいうこととした。（第二条第七項関係）

イ　共済契約者が中小事業主であること。

ロ　共済金の額が厚生労働省令で定める額を超えないこと。

ハ　共済期間が一年を超えないこと。

(8)　この法律において「共済団体」とは、(三)の認可を受けて共済事業を行う者をいうこととした。（第二条第八項関係）

(三)　認可

労働災害等防止事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、保険業法の規定にかかわらず、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができることとした。（第三条関係）

(四)　共済事業の種類

(1)　(三)により一般社団法人又は一般財団法人が行うことができる共済事業は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業とすることとした。（第四条第一項関係）

(2)　(1)の共済事業を行う(三)の一般社団法人又は一般財団法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができることとした。（第四条第二項関係）

(五)　申請

(三)の認可を受けようとする者は、名称、純資産額、役員等の氏名又は名称、認可を受けようとする共済事業の種類、労働災害等防止事業の内容、他に行う事業の内容等を記載した申請書を行政庁に提出しなければならないこととした。（第五条第一項関係）

(六)　認可審査基準

行政庁は、(三)の認可の申請があった場合において、当該申請が次の(1)から(6)までの基準等に適合すると認めるときは、(三)の認可をするものとすることとした。（第六条関係）

(1)　申請者が、一般社団法人又は一般財団法人であって、定款の規定が法令に適合しない一般社団法人又は一般財団法人等でないこと。

(2)　申請者が、共済事業を的確に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

(3)　申請者が、共済事業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること。

(4)　申請者の行う労働災害等防止事業が、基準を満たすものであること。

(5)　他に行う事業が、共済事業に支障を及ぼすおそれがないこと。

(6)　共済規程の記載事項において、共済契約の内容が共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること等の基準に適合するものであること。

2

(一)　共済事業等

業務

(1)　事業の範囲

イ　共済団体は、共済事業及び労働災害等防止事業並びにこれらに附帯する業務を行うことができることとした。（第一〇条第一項関係）

ロ　共済団体は、イの事業のほか、他の事業を行うことができないこととした。ただし、当該共済団体がイの事業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められる事業について、行政庁の承認を受けたときは、この限りでないこととした。（第一〇条第二項関係）

(2)　資産運用の制限

共済団体は、共済掛金として収受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得等の方法によらなければならないこととした。（第一一条第一項関係）

(3)　業務運営に関する措置

共済団体は、その共済事業に係る業務に関し、当該業務に係る重要な事項の利用者への説明、当該業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、当該業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととした。（第一二条関係）

(4)　苦情処理措置及び紛争解決措置

共済団体は、共済事業に関し苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならないこととした。（第一五条関係）

(二)　経理

(1)　業務報告書

共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならないこととした。（第一七条第一項関係）

(2)　区分経理等

イ　共済団体は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならないこととした。（第一九条第一項関係）

ロ　共済団体は、原則として、共済事業に係る会計に関し共済事業に係る会計から他の事業に係る会計へ資金を運用すること等の行為をしてはならないこととした。（第一九条第二項関係）